

社会福祉法人ふじみ野福社会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふじみ野福社会（以下「本法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは本法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう

(報酬の総額)

第3条 理事及び監事の各年度の報酬の総額は、4,588,500円を超えない範囲内とする。

(報酬の支給)

第4条 本法人の役員等がその業務に従事したときは、報酬及び実費弁償費を支給する。

2 前項の規程により支給する報酬及び実費弁償費は、次のとおりとする

- (1) 理事長（理事長の職務代理者を含む）が、日常業務に従事したことによる支給する報酬は月額20,000円とする
- (2) 監事が監査業務に従事したことによる支給する報酬は、月額13,000円とする
- (3) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に従事したことによる支給する報酬は月額9,000円とする。
- (4) 評議員が評議員会の業務に従事したことによる支給する報酬は月額9,000円、競争入札の立会い等の業務に従事したことによる報酬は月額4,500円とする。理事及び監事が理事会、評議員会、競争入札の立会等の業務に従事したことによる報酬は月額4,500円とする。
- (5) 理事及び監事が理事会、評議員会、競争入札の立会等の業務に従事したことによる報酬は月額4,500円とする。
- (6) 実費弁償費は、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のいずれの場合も1,000円とする。
- (7) 施設長を兼務する理事が法人本部の業務に従事したことによる支給する報酬は、月額20,000円とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別紙1により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払こととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める

附 則

この規程は、平成17年5月25日に制定し、平成17年5月23日より適用する
なお、平成15年5月31日制定の社会福祉法人ふじみ野福社会役員等の報酬に関する規程は平成17年5月22日付で廃止する

附 則

この規程は、平成17年10月1日より適用する。

この規程は、平成18年7月21日に制定し、平成18年7月1日より適用する。

この規程は、平成28年3月24日より適用する。

この規程は、平成29年2月1日より適用する。

この規程は、平成29年6月22日より適用する。

この規程は、平成30年7月1日より適用する

別表1

第5条	旅費	宿泊費	報酬1日	その他
理事長	実費	実費	20,000円	実費
その他の役員等	実費	実費	13,000円	実費